【営業所の平面図】

|  |
| --- |
| ［営業所以外の保管設備（分置倉庫）］  ・有（所在地：　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　 ・無 |

（注）・営業所の平面図には、大まかな寸法を記載すること。

・定規等を用いて、丁寧に記載すること。

・**「医療機器の保管場所」**を明記すること。

・店舗等の出入口の位置、事務室、倉庫等の区画が良くわかるよう図示すること。

・同一フロアに複数の営業所等がある場合は、当該フロア全体の配置図も添付すること。

・営業所以外に保管設備（分置倉庫）がある場合は、その平面図も記載すること。